

訪問看護重要事項説明書

(令和7年4月1日 現在)

1. はなまる訪問看護ステーションの概要

(1) 事業所の指定番号およびサービスの提供地域

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 事業所名 | はなまる訪問看護ステーション |
| 所在地 | 福島市五老内町8-1 五老内大内ビル101 |
| 介護保険指定番号 | 訪問看護 (福島市 0760190413号) |
| 管理者名 | 渡部 歩 |
| 連絡先 | 電話 024-502-6330 FAX 024-502-0154 |
| サービス提供地域 | 福島市内 |

(2) 営業日および営業時間

| | |
|---|-----------------|
| 月曜日～金曜日 | 午前8時30分～午後5時30分 |
| 定休日：土曜日、日曜日、祝祭日、8月13日～8月16日、12月29日～1月3日 | |

・営業日・営業時間に関わらず24時間体制を取っておりますので、緊急時などは営業時間外でも訪問いたします。ただし、営業時間外の場合には利用料が異なります。利用料金については、利用料金の項を参照してください。

(3) 職員体制

| 職・資格 | 職務内容 | 常勤 | 非常勤 |
|--------------------------------|--|----|----------|
| 管理者 看護師 | 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また当該事業所の従業員に法令及び運営規程を遵守させるため必要な命令を行います。 | 1名 | |
| 看護職員 看護師 准看護師 | 主治医の指示書と居宅サービス計画に沿って、訪問看護計画書を作成し、当該計画に基づき訪問看護等を提供し、実施項目等を訪問看護報告書として作成する。 | 2名 | 1名 1名 |
| 療法士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 | 訪問看護等（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。 | 2名 | 1名 |

2. 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

要介護状態及び要支援状態と認定された利用者に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします。

<運営の方針>

24時間体制で利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施にあたっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

3. サービス提供内容

(1) 看護介護行為（利用者に対して）

- ・バイタルチェック（血圧、体温、脈拍、簡易酸素飽和度測定など）
- ・身体の保清（清拭、入浴、口腔ケア、足浴手浴など）
- ・療養指導（生活上の注意事項、食事指導、排泄に関する対策や指導など）

(2) 医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃ろうチューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル、自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引、管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア（浣腸、摘便）

(3) リハビリ援助行為

- ・拘縮予防、歩行練習、日常生活動作練習
- ・言語、嚥下練習（言語障害、嚥下障害など）
- ・認知予防指導、趣味の活用など

(4) 介護者に対して

- ・介護の方法指導、社会資源の紹介
- ・褥瘡予防、リハビリの方法、食事指導（介助の工夫・方法など）
- ・生活環境整備の工夫、安全対策の提案、感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談、助言

4. 利用料金

(1) 訪問看護利用料

(利用者負担1割)

| | 基本料金 | 早朝 6 時～8 時 夜間 18 時～22 時 | 深夜 22 時～6 時 |
|---------------|---------|----------------------------|-------------|
| 20 分未満 | 314 円 | 392 円 | 471 円 |
| 30 分未満 | 471 円 | 589 円 | 706 円 |
| 30 分以上 60 分未満 | 823 円 | 1,028 円 | 1,234 円 |
| 60 分以上 90 分未満 | 1,128 円 | 1,410 円 | 1,692 円 |

(利用者負担 2 割)

| | 基本料金 | 早朝 6 時～8 時 夜間 18 時～22 時 | 深夜 22 時～6 時 |
|---------------|---------|----------------------------|-------------|
| 20 分未満 | 628 円 | 785 円 | 942 円 |
| 30 分未満 | 942 円 | 1,177 円 | 1,413 円 |
| 30 分以上 60 分未満 | 1,646 円 | 2,057 円 | 2,469 円 |
| 60 分以上 90 分未満 | 2,256 円 | 2,820 円 | 3,384 円 |

(利用者負担 3 割)

| | 基本料金 | 早朝 6 時～8 時 夜間 18 時～22 時 | 深夜 22 時～6 時 |
|---------------|---------|----------------------------|-------------|
| 20 分未満 | 942 円 | 1,177 円 | 1,413 円 |
| 30 分未満 | 1,413 円 | 1,766 円 | 2,119 円 |
| 30 分以上 60 分未満 | 2,469 円 | 3,086 円 | 3,703 円 |
| 60 分以上 90 分未満 | 3,384 円 | 4,230 円 | 5,076 円 |

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されます。

(2) その他サービスの加算料金

| 項目 | 基本料金 | | | 内容 |
|----------------------------|---------|---------|---------|---|
| | 1 割 | 2 割 | 3 割 | |
| ○初回加算 (Ⅱ) (初回月のみ) | 300 円 | 600 円 | 900 円 | 新規に訪問看護計画を作成し、指定訪問看護を行った場合に算定する。 |
| ○退院時共同指導加算 (1 日または 2 回) | 600 円 | 1,200 円 | 1,800 円 | 退院又は退所するにあたり、訪問看護ステーションの看護師が退院時共同指導を行った後に指定訪問看護を行った場合に算定する。ただし、初回加算を算定する場合は算定しない。 |
| ○緊急時訪問看護加算 (Ⅱ) | 574 円 | 1,148 円 | 1,722 円 | 利用者の同意を得て 24 時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して 1 ヶ月に 1 回算定する。 |
| ○ターミナルケア加算 | 2,500 円 | 5,000 円 | 7,500 円 | 在宅で死亡した利用者に対し、死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定する。 |

| | | | | |
|------------|-------|---------|---------|---|
| ○特別管理加算（Ⅰ） | 500 円 | 1,000 円 | 1,500 円 | 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。 |
| ○特別管理加算（Ⅱ） | 250 円 | 500 円 | 750 円 | 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。 真皮を超える褥瘡の状態。 点滴注射を週三回以上行う必要があると認められる状態。 |

（3）料金の支払い方法

毎月月末締めとし、翌月 15 日ころまでに請求いたしますので、指定の方法でお支払いください。口座振替の方は、27 日前後に引き落としさせていただきます。

（4）交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料です。

（5）キャンセル

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡下さい。キャンセル料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員がご自宅へお問い合わせいたします。契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき、訪問看護計画書を作成しサービス提供を開始します。

（2）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月までに文書で通知いたします。

③自動終了（以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します）

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、〔自立〕と認定された場合
- ・利用者が亡くなった場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・利用者がサービス利用料金の支払いを3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・当日の健康チェックの結果で体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症等）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。
- ・気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

7. 事故発生時の対応

事業者は利用者に対する訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った措

置を記録します。事業者は利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 個人情報の取り扱い

当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

9. 非常災害対策

事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

10. 虐待防止に関する事項

事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置、指針の整備、看護職員等に対する研修の実施、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置し必要な措置を講じます。また、訪問看護の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11. 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

①はなまる訪問看護ステーション

住 所：福島市五老内町 8-1 五老内大内ビル 101

電 話：024-502-6330

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

窓口責任者：管理者 渡部歩

②介護保険サービスに関する苦情は、福島市介護保険課（024-525-6587）及び福島県国民健康保険団体連合会（024-528-0040）でも受け付けています。

当事業者は訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

事業者

所在地 福島県福島市五老内町 8-1
名称 はなまる訪問看護ステーション
管理者 渡部 歩 印

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者家族
又は代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 続柄 ()